

中労委でさらに勝利命令！

組合掲示物の一方的撤去、 組合員への処分は不当労働行為！

J R 東海労大阪第二運輸所分会が、2003年（平成15年）4月に「①掲示物の不当撤去、②掲示物撤去に関する苦情処理会議開催の拒否、③フォロー試験での組合差別、④監視カメラの角度を変えたとする理由での山口分会長（当時）への訓告処分とボーナスカット」について不当労働行為救済申立をしていた事件で、大阪府労働委員会に続き中央労働委員会でも J R 東海会社の不当労働行為が認定される勝利命令が出されました。

この間のご支援・ご協力に感謝申し上げます。J R 東海会社は直ちに命令を履行せよ！

中労委命令の概要

- 被申立人は、申立人ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第二運輸所分会組合員山口敏明に対する平成14年9月6日付け訓告処分をなかったものとして取り扱い、同組合員に対し、同年年末一時金から同訓告処分を理由として減じた額を支払わなければならない。（大阪府労働委員会・初審命令）
- 東海旅客鉄道株式会社は、ジェイアール東海労働組合及びジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第二運輸所分に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。
①当社が貴組合員の組合員である山口敏明氏に対して、平成14年9月6日付けをもって訓告に付したこと、②当社の新幹線鉄道事業本部関西支社大阪第二運輸所が、平成14年5月29日から同15年3月31日のまでの間に、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第二運輸所分会の組合掲示板から、掲出中の下記47点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないよういたします。

会社は直ちに命令を履行せよ！